

委提第3号

北本市新庁舎建設基本設計に関し市民と協働する協議会の設置等を求める決議

会議規則第14条第2項の規定により、北本市新庁舎建設基本設計に関し市民と協働する協議会の設置等を求める決議を次のとおり提出する。

平成22年9月24日 提出

庁舎建設特別委員会委員長 島野和夫

北本市議会議長 加藤勝明 様

## 北本市新庁舎建設基本設計に関し市民と協働する協議会の設置等を求める決議

新庁舎の建設に関しては、平成19年3月に庁舎建設委員会による庁舎建設基本構想の答申が出されるとともに、議会の庁舎建設特別委員会では可及的速やかに建設するとの委員長報告がなされた。平成21年3月には、新庁舎建設基本設計費用を含む平成22年度予算が可決され、現在、新庁舎建設に向けた取り組みが進められているところである。各種施策に振り向けることができる財源が有限である中、緊急に取り組むべき課題に速やかに対応することが必要である。

現庁舎（第一庁舎ならびに第二庁舎）は、耐震性能の不足により万一倒壊した場合は来庁者や職員の生命に重大な被害を及ぼす危険性が指摘され、市民の安心安全を守る視点からも、喫緊の行政課題である。政府の中央防災会議による建築物の耐震化緊急対策方針では、特に庁舎については被害情報収集や災害対策指示が行われることから、災害時の拠点施設としての機能確保の観点から耐震性能確保が求められ、強力に耐震化促進に取り組むこととされている。

一方、現在のわが国の社会経済情勢は、世界金融危機と戦後最大の世界同時不況から抜け出せない中で、輸出市場の急激な収縮に直面するとともに、金融環境が厳しい状況となっている。

このような中、新庁舎建設に際しては、常にその事業費と市の中長期的な財政状況、人口の減少などに配慮して進める必要があるとともに、北本市自治基本条例の基本原則にのっとり、市及び市民がそれぞれ新庁舎建設に関する情報を共有し、積極的に市民の意思を新庁舎建設に反映させることが重要である。

よって、北本市は次の事項を北本市新庁舎建設基本設計に反映させること。

### 記

1. 北本市自治基本条例の基本原則にのっとり、行政、市民、市職員、各種団体等の代表者等から構成される協議会を設置する等、市及び市民が情報を共有しながら、市民の意見を積極的に北本市新庁舎建設基本設計に反映させること。

以上、決議する。

平成22年9月24日

北本市議会